



2019年9月11日

報道関係者各位

大阪府中央区内平野町三丁目1番3号
株式会社カプコン
代表取締役社長 辻本春弘
(コード番号：9697 東証第1部)

特許権侵害訴訟における当社勝訴判決のお知らせ

株式会社カプコンは、本日、知的財産高等裁判所にて、株式会社コーエーテクモゲームス（以下「コーエーテクモ」）を相手に提起しておりました特許権侵害訴訟について、当社勝訴判決を得ましたのでお知らせいたします。

知的財産高等裁判所は、当社2件の特許権（特許第3350773号(以下「A特許」)、特許第3295771号(以下「B特許」))に対するコーエーテクモの侵害を認め、1億4,384万3,710円(損害額1億3,077万3,710円、弁護士費用等1,307万円)の支払をコーエーテクモに命じる判決を言い渡しました。

本訴訟は、2014年7月4日に、当社A特許およびB特許をコーエーテクモが侵害するとして、当社が大阪地方裁判所に提起した裁判(平成26年(ワ)第6163号)の続審にあたります。

第一審の大阪地方裁判所判決（2017年12月14日）では、当社のB特許に関する請求のみを認め（当社のA特許に関する請求は棄却）、517万円(損害額470万円、弁護士費用等47万円)の支払をコーエーテクモに命じる判決が言い渡されました。今回の判決により、当社特許の侵害が知的財産高等裁判所により確認されたことになり、司法の良識ある判断が示されたものと考えております。

当社は、今後もゲーム開発における発明を保護するとともに、ライセンスなどの特許権の有効活用を積極的に推進し、ユーザーの皆様の利便性の向上およびゲーム業界の発展に貢献してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

＜マスコミ・投資家様向けお問い合わせ先＞
株式会社カプコン 総務部 広報IR室
〒540-0037 大阪府中央区内平野町三丁目1番3号
TEL: 06-6920-3623 / FAX: 06-6920-5108